（共通支配下関係にある場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）

第六十条の十　新設合併消滅会員商品取引所の全部が共通支配下関係（第六十条の六第三項に規定する共通支配下関係をいう。）にある場合には、新設合併設立会員商品取引所の設立時の会員資本の総額は、新設合併対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあっては、当該方法）に従い定まる額とする。

2　［略］

第六十条の十一　［略］

（その他の場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）

第六十条の十二　第六十条の九第一項及び第六十条の十第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額は、同条及び前条の定めるところにより計算する。

第六十条の十三　［略］

（定款変更認可の申請書の添付書類）

第六十一条　法第百五十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更の申請が会員商品取引所の商品市場の開設に係る場合　次に掲げる書面

イ～ホ　［略］

ヘ　当該会員商品取引所の会員になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとするものが法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ト～ヌ　［略］

二～四　［略］

（共通支配下関係にある場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）

第六十条の九　新設合併消滅会員商品取引所の全部が共通支配下関係（第六十条の五第三項に規定する共通支配下関係をいう。）にある場合には、新設合併設立会員商品取引所の設立時の会員資本の総額は、新設合併対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあっては、当該方法）に従い定まる額とする。

2　［略］

第六十条の十　［略］

（その他の場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）

第六十条の十一　第六十条の八第一項及び第六十条の九第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額は、同条及び前条の定めるところにより計算する。

第六十条の十二　［略］

（定款変更認可の申請書の添付書類）

第六十一条　法第百五十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更の申請が会員商品取引所の商品市場の開設に係る場合　次に掲げる書面

イ～ホ　［略］

ヘ　当該会員商品取引所の会員になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとするものが法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ト～ヌ　［略］

二～四　［略］

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更認可の申請書の添付書類）

第六十二条　法第百五十六条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更の申請が株式会社商品取引所の商品市場の開設に係る場合　次に掲げる書面

イ～ホ　［略］

ヘ　当該株式会社商品取引所の取引参加者になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとするものが法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ト～ヌ　［略］

二～四　［略］

（商品取引清算機関の許可申請書の添付書類）

第六十六条　法第百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～六　［略］

七　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ・ロ　［略］

ハ　役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

八～十三　［略］

（医師の診断書の提出）

第六十六条の二　主務大臣は、法第百六十七条の許可の申請があった場合において、許可申請者が法第十五条第二項第一号ヲ（イ及びルに係る部分に限る。）に該当するかど

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更認可の申請書の添付書類）

第六十二条　法第百五十六条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更の申請が株式会社商品取引所の商品市場の開設に係る場合　次に掲げる書面

イ～ホ　［略］

ヘ　当該株式会社商品取引所の取引参加者になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとするものが法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ト～ヌ　［略］

二～四　［略］

（商品取引清算機関の許可申請書の添付書類）

第六十六条　法第百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～六　［略］

七　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ・ロ　［略］

ハ　役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

八～十三　［略］

［新設］